



「笑顔とつながり」

# 永田台

サステイナブルスクール

No.564 12月号  
横浜市立永田台小学校  
TEL (714) 4277  
令和4年11月30日



進んであいさつ  
笑顔あふれる  
住みよいまちに

## 6年後は成人

校長 松本 久美子

令和4年4月から法律が変わり、18歳からを成人とすることとなりました。子どもたちは小学校を卒業してから6年後には「成人」となるのです。飲酒、喫煙については以前と変更なく20歳からですが、多くのことが保護者の同意がなくても18歳からできるようになりました。

例えば「携帯電話の契約」「クレジットカードをつくる」「一人暮らしの部屋を借りる」「10年有効のパスポートを取得する」「公認会計士や司法書士、医師免許、薬剤師免許などの国家資格を取る」などです。

そのなかでもクレジットカードが作れることはとても気になります。保護者の同意がなくてもお金が借りられるのと同じことなのです。借金の意味やお金の価値がよくわからないままクレジットカードで買い物をし続けたらどうなるでしょう？成人なのです。保護者が肩代わりしてくれることはありません。自分で責任を果たすしか道はありません。

先日、南区の家庭科の研究授業を参観してきました。限られたお金を使ってランチオンマットの布を買うために必要なことを考えるという5年生の授業でした。「値引きしてあるもの」「しっかりした材質のもの」「人気キャラクター柄のもの」「エコマークの付いているもの」などいろいろな条件を考慮し、自分にとって最適な布を選んでいました。そこで全員共通に与えられている条件は、「使えるお金が限られていること」でした。

6年生が修学旅行に行ったとき、3000円の地域クーポン券と現金500円を使っておみやげを買いました。「親やきょうだいのためのおみやげを先に選ぶ子」「自分でほしいと思っていたものを真っ先に選ぶ子」「家族全員に行き渡るようにお菓子の数が6の倍数になっているものを選ぶ子」・・・実に様々な買い物の仕方をしていました。どの子にも共通して見られたのは、限られたお金を有効に使おうとする姿勢です。

日々の生活では、個々の子どもによって限られた（使える）お金には違いがあります。けれども子どもたちが「自分のお金」と思っているものも、大人が労働によって得た貴重なお金を何らかの形で「もらった」ものでしょう。大切によく考えて使う必要があります。



学校でも「お金を持っていても、人に物を買ってあげない」（おごってあげない）  
「お金がないからと言って、人に物を買ってもらわない」（ねだらない）  
ということを指導しながらお金の価値について考えさせています。

学校で指導はできても、実際にお金を管理するのは家庭になります。卒業してから6年後に訪れる「成人」になる日に備え、ご家庭でも話題にしてみてください。